長浜教区准堂衆会規約

第１条　本会は、長浜教区准堂衆会と称し、事務所を長浜教務所内に置く。

第２条　本会は、大谷派の声明・儀式・作法の研究修練を通して、同朋社会を実現することを目的とする。

第３条　本会は、目的達成のために次の事業を行う。
（１）研修会並びに学習会の開催。
（２）長浜・五村の両別院における諸法要の支援と参加。
（３）その他必要と認めた事業。

第４条　本会は、長浜教区内僧侶の内、中央声明講習会全科修了者であって、本会の趣旨に賛同するものを以て会員とする。
２　本会は、賛助会員を置くことができる。但し、役員会の承認が必要である。

第５条　本会には、次の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　　１名
（３）書記　　１名
（４）会計　　１名
（５）委員　　若干名
（６）監事　　１名
２　各役員の任期は２年とする。但し再任は妨げない。

第６条
（１）会長は、本会を代表し、一切の会務を統理する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代理する。
（３）書記は、本会の一般事務を処理する。
（４）会計は、本会の会計事務を処理する。
（５）委員は、正副会長に協力し本会の運営に努める。また会務について助言することが出来る。
（６）幹事は、本会の会計を監査する。

第７条　総会は、毎年１回以上会長が招集し、会計報告及びその他の議案を議決する。ま

た、役員任期終了の年には会長の選出を行い、副会長・書記・会計・委員・監事は、会長がこれを任命する。

２　役員会は、会長が随時これを招集し、会務の執行に当たる。

第８条　本会の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年の 6 月 30 日に終わる。

２ この会計は、会員の会費及び助成金・寄付金等を以て歳入とし、会の運営に資する全ての経費を歳出する。

３　会費金額の決定及び変更は、総会において定める。

第９条　総会における議決事項は教区教化委員長に報告するものとする。

附　則

１　本会の規約を変更するときは、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得るものとする。

２　この規則は本会発足のための会議において議決した日（1999（平成 11）年 10 月 15 日）より施行する。